

# 公聴会開催要求書および公述申出書への回答（見解書）

2020/6/25 赤羽 久幸

標題の文書（以下「公述の内容」）に対する当方の見解を本見解書によって表明いたします。

個別の指摘事項に対する見解については別に記載します。

## （背景）

日本をはじめとする主要国は従来から石油や石炭などの化石燃料をエネルギーの主力とする政策を推進してきました。その結果、排出する温暖化ガスの影響により20世紀後半から急激な地球温暖化を招き近年は異常気象が多発しています。世界は京都議定書、パリ協定を経てCOP25では太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーへの政策転換による温暖化ガス削減を目指して対策を急いでいます。そのようななか、太陽光発電はエネルギーを各國で自給できる再生可能エネルギーの代表格であり、積極的に採用を推進している動きは日本ののみならず世界的な潮流です。

ことに日本では地政学的な見地からも化石燃料や原子力とあわせ再生可能エネルギーを含めた適正なエネルギー・ミックスを達成する必要があり、それは政府が施策として示す通りです。

土地を有効活用し太陽光発電を行う本案件についても法律や条例、各種ガイドラインに沿って適切に設置するよう推進していくことは非常に重要なことであり、ひいては地域やそれを取り巻く社会全体にも貢献する事業であると考えます。

当該地は所有者様が長年にわたり耕作し、大切に管理してきたものの管理が困難になり、やむを得ず次の担い手を探しておりました。当方の発電所としての活用の提案を所有者様にご了承いただき売買契約をさせていただいております。所有者様の意をくみ大切に活用させていただきたいと思います。

一方、反対を表明されている方のご意見には現状維持の希望の表明はありますが、当該地の将来の具体的な維持管理について提案を示したものはありません。現状の変化を好まない意向について反対するものではありません。しかしながら、現状維持にしても誰かが何らかの負担をしていかなくては成り立ちません。やむを得ず耕作放棄地となって問題となる例が多いことはご存知のとおりです。ご希望の現状維持のための具体的な方策についてなんら提案がないままに当計画についてご自身の意見のみを主張するのは若干無責任な部分があるのではないかでしょうか。

私は大切な土地を有効に活用し将来につなげていくことが非常に重要であると思います。

上記の基本的な考え方に基づき、よりよい地球環境を未来の子供たちに渡すために丁寧に事業を推進してまいります。

## （経緯）

2019年10月より2020年2月の4か月間にわたり4回各2時間超の説明会を実施しております。質問、意見に対する回答はあらかじめ資料を郵送するなどして準備して理解を得るように努力をいたしました。双方の意見が出尽くし、説明会の終了のご了解を得たため開発許可申請の手続きに進みました。そのうち開発許可申請に対する意見書への見解書の提示をいたしております。説明会や文書の意見書で指摘されたすべてのご意見、すべての質問について丁寧に回答し、記録に残しております。また、ご意見・ご要望のうち対応できる部分については設計変更するなどして妥協点を探す努力を誠意続けてまいりました。

## （公述の内容に対する基本的見解）

本太陽光発電事業は関連法規に基づき計画・設計をしております。法に照らして不十分な部分はないものと確信しております。

公述の内容に記載された事柄については誤解と思われる記述や事実と違う指摘があります。

また、反対の理由としてご指摘していただいた事柄についてはすべて説明会で説明と協議を実施済みの内容です。新たな課題提起はありません。議事録に都度結果を記載しております。また、意見書に対しても見解書として重ねて回答しております。

しかしながら公述申出書に記載のご提案、ご要求についてはその根拠がいまだ不明確です。指摘の根拠を明確にしていただきたい旨を説明会や見解書で重ねて依頼してまいりましたがご回答いただけておりません。

当方の意見や見解と公述の内容に記載のそれとに相違があることは非常に残念です。しかし、昨年10月から4回9時間にわたる説明会の開催と、議事録、資料の送付、既存施設の現地視察の提案、意見書、見解書のそれぞれの表明をへて、設計変更などで妥協点を探してまいりました。それらをもってなお、それぞれに見解が違うのはある程度やむを得ないものと思います。

引き続きできる限りご理解を得られるように努めてまいります。

P	ご意見	見解
公述 1	施設と生活の場である住宅地にはソーシャルディスタンスが大切（■さん）	<p>説明会で■さんから依頼がありました植栽の設置、5メートルの緩衝地帯の設置、電柱の配置位置変更を含め住民の方からご意見のあった以下の事項に設計変更により対応いたしました。ご依頼の条件以上の対応をいたしますのでご指摘の問題はありません。同様のご意見に対する対応方針は説明会のほか意見書に対する見解書の添付資料『個別意見対応』（P1/5 #9）にて文書でも回答済です。ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①設備の高さは市道からの眺望を妨げる高さに設置しません。</li> <li>②隣地から5メートル以上の緑地帯を設け、設備を敷地中央に配置します。</li> <li>③敷地周囲に植栽を配置します。</li> <li>④パネルや緑地帯などの設備は黒色と緑色を主体とする配色となり華美な配色をしません。</li> <li>⑤集電箱および電柱を敷地中央に移動します。</li> </ul>
公述 1	住民の理解が得られないな い（■さん）	<p>事業の内容についてのご理解はいただいているものの事業の実施そのものに賛同いただけていない状態です。お一人でも反対者があるために合法的な事業が推進できないのであれば憲法で保障された職業選択の自由やそれに伴う営業の自由の権利行使できることになります。一方の意見で他方の権利行使できない、もしくは制限されることが万が一にも起こるとすれば不正義だと思います。</p> <p>なお、昨年10月より2月まで4回計9時間にわたり説明会の場で丁寧に説明してきましたがこちらの姿勢が通じなかったことは誠に残念です。その後提出された意見書に対してもすべての項目に正面から見解を示し理解がさらに進むよう努力しました。事業内容を正確にご理解いただいたうえで賛同いただくことがもちろん一番望ましい状態です。しかしながらそれぞれの方の意見や考え方には違いがあることから全員の方に賛同いただくことができませんでした。それでも反対意見を尊重してできる限り妥協点を見つける努力をし、実際に設計変更などにより対応いたしました。</p>
公述 1	土砂災害危険指定区域です (■さん)	安曇野市の景観条例の基準に沿って設置します。又、土砂流出や土砂崩壊については国土交通省の条件を満たした内容で認可を受けます。第3回説明会において■さんから同様の質問を受けて回答し、議事録に残し（P1下段③）、かつ議事録を送付させていただいております。再度ご確認ください。
公述 2	近隣との距離が近い圧迫感 からストレスになり健康が 侵される 心理的悪影響が心配 (■さん)	<p>近隣住民の方の健康被害につながらないように設計・管理いたします。</p> <p>前記のように敷地境界からの距離を確保し、設備の高さを制限する、華美な色彩を用いないなどの設備側の対応と植栽や緑地帯の配置などを実施します。よって本設備がほかの住居や建造物に比較して特別に圧迫感を感じるようなものにはなりません。</p> <p>また、■さんの敷地との境界には植栽を配置し直接設備が見えないようにいたします。よって影響はないかあっても軽微であると思います。</p>

P	ご意見	見解
公述 2	パネルを置いての実測の要望を説明会のたびに断り続けた業者への不信感が強い (■さん)	<p>■さんから実験の依頼を受けたのは第4回説明会（2月11日実施）の1回のみです。その席上で実験が困難であることを明確に説明しお断りいたしました。議事録（第4回説明会議事録P2⑥）にも残し ■さんにも送付済です。また、意見書でも同様の意見がありましたので見解書として文書でも再度回答（個別回答P3/5#12）しております。ご確認ください。</p> <p>丁寧な説明を心がけておりましたが誤解により不信感を持たれた点については反省いたします。</p> <p>実験が困難な理由は実験の時期や時刻などで太陽の位置や日射量が変化し一番不利な状況を再現できないためです。代案として塩尻市の太陽光発電施設の視察を提案し議事録に残しました。そこで開示している設備を案内し代替え案とすることでご了承を得ました。</p> <p>以下第4回議事録（P2⑥）より抜粋</p> <p>塩尻市の設備はこの場所より規模も大きく、住宅も迫っている場所です。4~5年前から設置しており、夏を何回も経過していますのでこの場所にご案内して発熱や反射光について聞き取り調査して頂く事で代えさせてください。</p>
公述 2	市外の業者の利益のために安曇野市民である周辺住民が迷惑をこうむるのは我慢できない (■さん)	<p>近隣住民の方にご迷惑をおかけしないように法律に沿って十分配慮して事業を進めます。ご迷惑となることがあれば具体的に指摘してください。対応いたします。</p> <p>ご存知のように、居住地の自由、職業選択の自由、営業の自由は日本憲法により誰にでも保障された権利であります。事業者の居住地の違いを根拠にして営業地の選択や経済活動が制限されることは過去、現在までありませんし、未来にわたってもあってはならないと思います。したがって居住地の違いは反対の理由になりえないと思います。</p>
公述 3	事業者の世代が替わっても適切な管理が継続されるのか後日までの保証が心配である（原文のまま） (■さん)	<p>どのようなことを指して『保証』とされているのかよくわかりません。</p> <p>設備の維持・管理については私と設計・施工業者、電気工事担当会社の3者で行います。</p> <p>世代交代についてはご心配いただくことのないよう準備をしております。私が対応できなくなったら場合は私の親族が維持・管理する予定です。管理のための教育を実施済で現在、関連免許も取得中です。既存の設備で実地研修もすでに10回以上行っており、これからも年に5回以上OJTで実地研修を行います。私と同程度以上の技量をもって同程度以上の管理を将来にわたって実施する準備をしております。</p> <p>説明会においても複数回質問を受けた内容で都度同じ回答をさせていただき議事録に記載しております。■さんに発行、送付済の文書も併せて確認してください。</p>
公述 9	太陽電池発電の公衆安全上での危険性（火災、機器の飛散、崩落、落雪、落雷、感電、騒音、反射光、破損パネルの土壤汚染） (■さん)	<p>■安全基準について</p> <p>本設備においてはご指摘の不具合が発生しないよう関連法律、国、自治体の基準や指針などに基づいて設計しております。すべての性能において必要とする設計基準を達成しており適正な安全率も確保しております。よってご心配は不要です。</p> <p>ご指摘の潜在リスクについては説明会で都度説明し、質問に対してはすべて回答させていただいております。</p> <p>法律に基づいた設計・施工を実施する本設備に対して特別に関連法規や基準を超えて対応する必要があるとのご指摘であれば、その特別であるべき根拠を示していただくほかありません。また、過去の事故事例に基づいて、本設備と比較した結果で特別に危険と思われる部分があり、法律以上の対応が必要であれば具体的に指摘してください。具体的に指摘していただかないと対策検討ができません。</p> <p>(続く)</p>

P	ご意見	見解
		<p>■ご心配の内容について</p> <p>説明会での指摘や意見書での技術的な事柄に起因する不安については十分な説明をもって解消していただくよう対応してまいりました。そのために都度住民の方のご心配の具体的な内容を明確にし、提示していただくようたびたびお願ひしております。4回にわたる説明会の議事録や見解書での回答などの文書として残っておりますが、具体的な不具合に対してのみしか具体的な対策が立てられず回答できません。根拠が不明確な不安に対しては繰り返し誠意説明するしかありません。</p>
		<p>■事故例ほかの提示・調査について</p> <p>ご指摘の潜在リスクについて否定するものではありません。しかしながら252万件の家庭用、55万件（■さんデータ）の事業用太陽光発電が全国に設置されている現在においてその潜在リスクが顕在化した問題も少なからずあると思います。よって、既設かつ同規模の太陽光発電施設の不具合に関する問題の有無から新設の施設の不具合を推定することが適当であると判断します。</p> <p>そこで、事業用低圧太陽光発電設備の不具合について調査しその対策とすべくインターネットでの検索、関連文献の調査などを行い、過去に関連する問題がないか誠意調査しました。しかし太陽光発電設備を原因とした不具合が問題となっている事例は見つけられませんでした。本設備を施工する業者の長野県内90基を超える同規模の設備の不具合や、同業他社からの不具合情報もありません。</p>
		<p>上記のように太陽光発電設備が十分普及した現在においても問題となる例が容易に検出できないことから周辺住民の方の生活に影響を及ぼすような不具合の発生リスクはない、もしくは極小であると推定します。これらを根拠とし、現在主に普及しているものと同等の機材・規模による太陽光発電施設を法律に沿って適正に設置するのであれば、問題となるような不具合は発生しないと結論して差し支えないと考えます。</p> <p>なお、昨年10月6日の第1回説明会において住民の方から「太陽光発電施設の不具合・トラブルは非常に多いためそのトラブルの裁判記録や記事はインターネットで容易に入手できる。」との発言がありました。こちらでは発見できない旨を伝えたところ、住民の方が調査して第2回説明会に提示するとのお約束となりました。しかしながらその後提示はありませんでした。6月24日現在私のところには関連するような資料が住民の方から届いておりません。</p>